東京都立稔ヶ丘高等学校(定時制課程)いじめ防止基本方針

令和 4年 4月 1日 校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめとは

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

- (注1)「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。
- (注 2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫 などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注 4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。 (注 5)けんか等を除く。

(2) いじめをとらえる視点

平成18年にいじめの定義が上記のように変更されるまで、いじめは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされてきたが、この変更により、生徒がいじめを認知しやすいようにしたものと考えられる。しかし、従来の定義にみられる「いじめは力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われる」という指摘は、いじめの本質を的確に突いている。そのために、いじめられる生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

(3) いじめの構造

いじめを理解する上でもうひとつの重要な視点は、いじめが意識的かつ集合的に行われるということである。いじめられる生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれていく。そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。一般的にいじめの多くが同じクラスの生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるようなクラス経営を行うことが望まれる。

(4) いじめる心理

いじめの背景にあるいじめる側の心理を読みとることも重要である。不安や葛藤、劣等感、欲求 不満などが潜んでいることが少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点 から生徒の生活をみることでいじめの未然防止にもつながる。

いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった集団において、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

2 学校及び教職員の責務

東京都いじめ防止対策推進条例の基本理念にのっとり、保護者、地域並びに関係機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止、早期発見、および早期対応等を図るため、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- ○いじめ防止等に関する措置を実効的に行う。
- ○いじめ問題対応の核となる。

ウ会議

ふれあい月間アンケート(6月、11月、2月)実施・集計終了後のカウンセリング委員会と 併せて行う。

工 委員構成

校長(委員長) 副校長 教育相談部主任 各年次主任

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめに関する学校の取組に対して助言・支援するため、学校サポートチームを組織する。

イ 所掌事項

- ○いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止に向けて、学校の取組について助言・支援する
- ○いじめの早期解決に向けて、学校の対応について助言・支援する

ウ 会議

校長が必要と認めたときにこれを招集する。なお、月一回のカウンセリング委員会などを通して、生徒の状況に応じた未然防止のためのアドバイスを定期的に受ける。

工 委員構成

スクールカウンセラー、学校生活支援アドバイザー、臨床発達心理士、学校医(精神科医)、 スクールサポーター(野方警察署)

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア いじめを許容しない集団づくり

「安心・安全な学校環境は自分たちがつくる」との自覚を醸成し、生徒一人ひとりがいじめに対して傍観者にならず、いじめを抑止する仲裁者となれるような集団づくりに努める。

イ いじめの衝動を発生させない安心・安全な学校環境づくり

コーピングなどキャリア関連科目の授業を通して、いたずらにストレスを抱えることなく、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互い認め合える人間関係をつくる。

ウ 教員・生徒が共にいじめについて学び・考える仕組みづくり。

年度当初、生徒相談部と教育相談部で年間の計画を立てる。

年3回、教員の研修会を開きそこで得たものをわかりやすく生徒に還元する授業を実施する。 ネットいじめをなくすため、SNS東京ノートを利用した授業を1回は実施する。

動画視聴等オンラインや ICT を利用し、学ぶ機会が柔軟に得られるよう工夫する。

(2) 早期発見のための取組

ア 担任による日々の観察および面談

HR やキャリア関連科目などでの担任による観察および年間3回の面談週間により、日頃から生徒の様子に目を配る。

イ 気軽に相談できる体制づくり

保健室及びカウンセリングルームでの相談をはじめ、すべての教員が相談を受ける体制を整え、 生徒が相談しやすい雰囲気づくりを行う。

ウ 迅速な報告・対応

校内巡回等を通して全教職員で生徒の様子を観察し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って必ず担任に報告する。また、担任は一人で抱え込むことなく年次主任(学校いじめ対策委員会)に報告する。さらに、「様子を見る」という対応ではなく、早い段階で問題を的確に把握するよう努める。

(3) 早期対応のための取組

ア 正確な実態把握

いじめが疑われる情報をキャッチしたときは、いじめられた生徒およびいじめを知らせた生徒 を徹底して守る体制を整えたうえで、当事者双方、周りの生徒から聴き取り、関係教職員と情報 を共有し、いじめの事実について正確に把握する。

イ 指導方針・体制の決定

年次会および拡大生徒相談部会を経て指導方針および体制を検討する。いじめと判断される場合には「学校いじめ対策委員会」を招集して指導方針・指導体制を決定し、全教職員に周知する。

ウ 生徒への指導・支援

いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く一方で、いじめた生徒には特別指導等を通し、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。また、傍観者がいる場合には、「いじめを傍観することがいじめを肯定し、煽る行為である」ことを十分理解させ、同様のことがあった場合には仲裁者への転換を促す。また、保護者に具体的な対策を話し、連携体制をつくる。

エ その後の指導・支援

特別指導等が終わった後も保護者、スクールカウンセラーなどと連携を保ちながら継続的に指導や支援を行う。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態とは

重大事態とは、いじめにより本校に在籍する生徒が自殺を企図した、身体に重大な障害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症したなど、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合、または登校できていた生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。

イ 事実の確認および報告

重大事態が発生した場合、速やかに東京都教育委員会および東京都知事に報告するとともに、調査に当たる。

ウ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような 様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学 校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を速やかに調査し、明確にする。

エ 調査を行う組織

調査は公平性・中立性を確保するために、調査対象となるいじめ事案の関係者と利害関係を持たない構成員により行われる。学校が調査主体となる場合には、学校サポートチームのほか、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。

才 再発防止

調査結果を重んじ、再発防止に取り組むとともに、当該生徒の指導・支援を行い、継続的なケアに努める。

5 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) ホームページ等により、本校のいじめ防止基本方針を周知する。
- (2) 入学説明会および保護者会等において、いじめ等トラブルに発展しないような友人関係を築けるよう、友だち作りの注意点を説明し、その考え方を共有する。
- (3) 万が一、いじめが発生した場合には、保護者と連携を密に図りながら4(3) ウの対応を行う。

6 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域との連携

学校運営連絡協議会委員を通して地域と連携を図り、登下校中の生徒の様子から、いじめの懸念がある場合には躊躇なく学校に連絡してもらうような関係をつくる。

(2) 警察

警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に野方警察署スクールサポーターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

7 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価

本校生活指導の事例と照し合せた評価および生徒・保護者・地域・教職員対象の学校評価アンケートによる。

(2) 基本方針改善のための計画

本基本方針は、常に本校の実態に合った迅速な対応ができるよう見直し、改善を図る。